

生産性向上に係る助成金の概要について

全国商工会連合会 政策推進部 事業環境課

労働関係助成金における生産性要件について

○助成金の支給を申請する事業所が次の方法で計算した「生産性」が「一定の要件」を満たしている場合に、助成の割増等を行うもの（一部の助成金を除く。）

計算式

$$\text{生産性} = \text{付加価値} (\ast 1) \div \text{雇用保険被保険者数} (\ast 2)$$

- ※1 付加価値 = 営業利益 + 人件費（役員報酬等を除く。） + 減価償却費 + 賃借料 + 租税公課
- ※2 算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させないことが必要

生産性要件

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- その3年度前（※1）に比べて **6%以上伸びていること**
- 又は
- その3年度前（※1）に比べて **1%以上（6%未満）伸びていること（※2）**

- ※1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更等により、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定。
- ※2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」（注）を得ていること

（注）「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立てを与信取引等のある金融機関に照会し、その回答を参考に、割増支給の判断を行うもの

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当する。

厚労省のHPに生産性要件算定シートあり。右記参照。

生産性要件算定シートの記入例

共通要領 様式第2号（2019.4）

生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる企業名・支店名等		厚労産業(株)			
申請事業所名	厚労産業(株)東京支店	事業所番号	1234-56789-1		
項目	勘定科目	Aの会計期間 Bの3年前年度 (2015年度)		Bの直近年度 (2018年度)	
		2015年4月～2016年3月	2018年4月～2019年3月		
①人件費	給料手当	118,000,000		139,032,000	
	賞与	49,000,000		57,700,000	
	通勤費	2,750,000		2,600,000	
	法定福利費	13,100,000		14,273,000	
	福利厚生費	18,500,000		2,139,000	
	雑給	5,000,000		3,000,000	
	研修費	1,000,000		1,500,000	
	退職金	45,000,000		52,000,000	
	(製)給料手当	32,100,000		35,600,000	
	(製)賞与	5,500,000		5,710,000	
	(製)通勤費	1,200,000		1,200,000	
	(製)法定福利費	9,700,000		9,800,000	
	(製)福利厚生費	300,000		290,000	
	(製)雑給	10,000,000		9,500,000	
(製)研修費	300,000		500,000		
(製)退職金	20,000,000		22,000,000		
②減価償却費	減価償却費	3,330,000		3,330,000	
	(製)減価償却費	3,240,000		3,240,000	
	地代家賃	4,530,000		4,530,000	
③不動産・不動産賃借料	賃借料	347,000		347,000	
	(製)地代家賃	4,590,000		4,590,000	
	(製)賃借料	240,000		240,000	
④租税公課	租税公課	3,330,000		3,330,000	
	(製)租税公課	213,000		231,000	
⑤営業利益	営業利益	9,500,000		13,560,000	
(1) 付加価値[(1)～(5)](円)		360,770,000		390,242,000	
(2) 雇用保険被保険者数(人)		59		60	
(3) 生産性[-(1)/(2)](円)		6,114,746		6,504,033	
(4) 生産性の伸び[-((3)B-(3)A)/(3)A×100](%)				6.3%	
(5) 生産性の向上に効果があった事業主の取り組み	従業員の能力開発に取り組むことに加え、〇〇設備の導入により業務の効率性を高める効果があった。				

生産性要件による割増等がある代表的な助成金の一覧

用途・目的	助成金名	コース名	生産性要件		該当頁
			助成金支給	割増支給等	
最低賃金引上げ・生産性向上	業務改善助成金	全てのコース	○	—	3
キャリアアップ・人材育成	キャリアアップ助成金	全てのコース	—	○	4～5
キャリアアップ・人材育成	人材開発支援助成金	障害者職業能力開発コース以外のコース	—	○	6～7
雇用環境の整備	人材確保等支援助成金	中小企業団体助成コース以外のコース	(※1) (※2)	○	8～9
雇用環境の整備	65歳超雇用推進助成金	65歳超継続雇用促進コース以外のコース	—	○	10
転職・再就職支援	中途採用等支援助成金	中途採用拡大コース(※3)	—	○	10
雇入れ	地域雇用開発助成金	地域雇用開発コース	—	○	11
再就職支援	労働移動支援助成金	早期雇入れ支援コース	—	○	—
仕事と家庭の両立	両立支援等助成金	事業所内保育施設コース以外のコース	—	○	—

※1 設備改善等支援助成金については、選択するタイプ等によって、助成金の要件となる場合があり、生産性要件の伸び率も異なる場合がある。

※2 働き方改革支援コースについては、目標達成助成の場合は、生産性要件が助成金支給の要件となっている。

※3 他に、生涯現役起業支援コースも生産性要件達成に伴う上乗せ助成があるものの、事業主向けの助成金ではないため省略している。

生産性要件による割増等がある助成金の概要

1 業務改善助成金の概要

内容		
<p>○中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度</p> <p>○生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するもの</p>		
コース名	対象・要件	助成内容
30円コース (800円未満) (※) ※最低賃金が800万円未満の地域に限る。	○事業場内最低賃金800円未満の事業場かつ事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場であって、事業場内最低賃金を30円以上引上げた場合	○投資額の4 / 5 <u>(生産性要件を満たした場合：9 / 10)</u> (助成上限額) ・引上げる労働者数（1～3人）：50万円 ・引上げる労働者数（4～6人）：70万円 ・引上げる労働者数（7人以上）：100万円
30円コース	○事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場であって、事業場内最低賃金を30円以上引上げた場合	【助成率】 ○投資額の3 / 4 <u>(生産性要件を満たした場合：4 / 5)</u> (助成上限額) ・30円コース（800万円未満）と同じ。

最低賃金引上げ支援 中小企業向け 業務改善助成金



支援します！
 生産性向上を
 中小企業の

30年度 最低賃金引上げ支援
中小企業向け

業務改善 助成金

最低賃金の引上げ額が異なる
2つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円～100万円

生産性向上のための設備・機器

設備・機器の導入に加え、教育訓練や経営コンサルティングなどのサービスの利用も対象となります。

導入例



- ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- ・ 人材育成・教育訓練による業務の効率化

参考：生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～(平成29年3月作成)[5,305 KB]

生産性要件による割増等がある助成金の概要

2 キャリアアップ助成金の概要

内容		
○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
正社員化コース	○有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合	(1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで) ①有期→正規：一人当たり57万円 <u>(生産性要件を満たした場合：72万円)</u> ②有期→無期：一人当たり28.5万円 <u>(生産性要件を満たした場合：36万円)</u> ③無期→正規：一人当たり28.5万円 <u>(生産性要件を満たした場合：36万円)</u>
賃金規定等改定コース	○全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合	(1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ) ①全ての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 1人～10人：1事業所当たり9.5万円～28.5万円 <u>(生産性要件を満たした場合：12万円～36万円)</u> 11人～100人：一人当たり2.85万円 <u>(生産性要件を満たした場合：3.6万円)</u> ②一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 1人～10人：1事業所当たり4.75万円～14.25万円 <u>(生産性要件を満たした場合：6万円～18万円)</u> 11人～100人：一人当たり1.425万円 <u>(生産性要件を満たした場合：1.8万円)</u>
健康診断制度コース	○有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合	(1事業所当たり1回のみ) 1事業所当たり38万円 <u>(生産性要件を満たした場合：48万円)</u>
賃金規定等共通化コース	○有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合	(1事業所当たり1回のみ) 1事業所当たり57万円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：72万円)</u> ※共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算(上限20人まで) 対象労働者1人当たり2万円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：2.4万円)</u>

生産性要件による割増等がある助成金の概要

2 キャリアアップ助成金の概要（続き）

内容		
○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
諸手当制度共通化コース	○有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合	（1事業所当たり1回のみ） ○1事業所当たり38万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：48万円</u> ）（※） ※1 共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を加算（上限20人まで） 対象労働者1人当たり1.5万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：1.8万円</u> ） ※2 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）について、助成額を加算（上限10手当まで） 諸手当の数1つ当たり16万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：19.2万円</u> ）
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	○労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合	（1事業所当たり1回のみ、支給上限人数は45人まで） 基本給の増額割合に応じて、 3%以上5%未満：1人当たり2.9万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：3.6万円</u> ） 5%以上7%未満：1人当たり4.7万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：6万円</u> ） 7%以上10%未満：1人当たり6.6万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：8.3万円</u> ） 10%以上14%未満：1人当たり9.4万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：11.9万円</u> ） 14%以上：1人当たり13.2万円
短時間労働者労働時間延長コース	○短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合	①短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合 1人当たり22.5万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：28.4万円</u> ） ②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用させることに加えて、賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施した場合 1時間以上2時間未満：1人当たり4.5万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：5.7万円</u> ） 2時間以上3時間未満：1人当たり9万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：11.4万円</u> ） 3時間以上4時間未満：1人当たり13.5万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：17万円</u> ） 4時間以上5時間未満：1人当たり18万円（ <u>生産性向上要件を満たした場合：22.7万円</u> ）

生産性要件による割増等がある助成金の概要

3 人材確保等支援助成金の概要

内容		
○事業主等の雇用管理改善、生産性向上等によって、従業員の職場 定着の促進等を図る取組を実施した事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
雇用管理制度助成コース	○事業主が、新たに雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施を行い、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合	○目標達成助成：57万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：72万円）</u>
介護・保険労働者雇用管理制度助成コース	①介護事業主または保育事業主が、介護労働者または保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合 ②賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者または保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合	①制度整備助成：50万円 ②目標達成助成： ・計画期間終了1年経過後 57万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：72万円）</u> ・計画期間終了3年経過後 85.5万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：108万円）</u>
雇用管理制度助成コース（建設分野）	①雇用管理制度助成コースの支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び助成の入職率に係る目標を達成した場合 ②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは手当を増額改定した場合	①第1回：57万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：72万円）</u> 第2回：85.5万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：108万円）</u> ②一人当たり年額6.65万円（最長3年間） <u>（生産性向上要件を満たした場合：8.4万円）</u>
介護福祉機器助成コース	①介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合 ②介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合	（上限150万円） ①機器導入助成：支給対象費用の25% ②目標達成助成：支給対象費用の20% <u>（生産性向上要件を満たした場合：35%）</u>
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	①被災三県に所在する作業員宿舎等を賃借した場合 ②女性専用作業員施設を賃借した場合 ③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置等を行った場合	①支給対象経費の2/3 ②支給対象経費の3/5 <u>（生産性向上要件を満たした場合：3/4）</u> ③支給対象経費の1/2

生産性要件による割増等がある助成金の概要

3 人材確保等支援助成金の概要（続き）

内容		
○事業主等の雇用管理改善、生産性向上等によって、従業員の職場 定着の促進等を図る取組を実施した事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
人事評価改善等助成コース	①事業主が生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金のアップを含む賃金制度を整備し、実施した場合 ②人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の賃金の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標をすべて達成した場合	①制度整備助成：50万円 ②目標達成助成：80万円
設備改善等支援コース	○次のA又はBのいずれか A：雇用管理改善計画期間1年タイプ ①計画達成助成：計画開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合 ②上乗せ助成：計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合 B：雇用管理改善計画期間3年タイプ 計画の開始から一定期間後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成	A：雇用管理改善計画期間1年タイプ ○設備導入費用175万円以上1,000万円未満： ①50万円 ②80万円（ <u>生産性向上要件必須</u> ） B：雇用管理改善計画期間3年タイプ（ <u>生産性向上要件必須</u> ） ○設備導入費用240万円以上5,000万円未満：50万円～80万円 ○設備導入費用5,000万円以上1億円未満：50万円～100万円 ○設備導入費用1億円以上：100万円～200万円
働き方改革支援コース	①新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合 ②雇用管理改善計画の開始日から3年経過する日以降に申請し、生産性要件を満たす（伸び率が6%以上の場合のみ）とともに、離職率の目標を達成した場合	（支給上限人数10名まで） ①計画達成助成：雇入れた労働者一人当たり60万円 短時間労働者一人当たり40万円 ②目標達成助成（ <u>生産性向上要件必須</u> ）： 労働者一人当たり15万円 短時間労働者一人当たり10万円
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	①若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施した場合 ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域職業訓練を実施する職業訓練法人	①支給対象経費の3/5 （ <u>生産性向上要件を満たした場合：3/4</u> ） ②支給対象経費の2/3

生産性要件による割増等がある助成金の概要

4 人材開発支援助成金の概要

内容		
○雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
特定訓練コース	○OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練を実施した場合	①賃金助成：1時間あたり760円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：200円上乘せ)</u> ②訓練経費助成：実費相当額の45% ※特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60% <u>(生産性向上要件を満たした場合：15%上乘せ)</u> ③OJT実施助成：1時間あたり665円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：175円上乘せ)</u>
一般訓練コース	○職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を実施した場合	①賃金助成：1時間あたり380円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：100円上乘せ)</u> ②訓練経費助成：実費相当額の30% <u>(生産性向上要件を満たした場合：15%上乘せ)</u>
教育訓練休暇付与コース	①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合 ②有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	①定額助成：30万円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：6万円上乘せ)</u> ②経費(定額)助成：20万円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：4万円上乘せ)</u> 賃金助成：1人1日あたり6,000円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：1,200円上乘せ)</u>
特別育成訓練コース	○有期契約労働者等に対して職業訓練を行った場合	①Off-JT 賃金助成：1時間あたり760円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：200円上乘せ)</u> Off-JT 訓練経費助成：実費助成(10万円～30万円) ②OJT 訓練実施助成：1時間あたり760円 <u>(生産性向上要件を満たした場合：200円上乘せ)</u>

生産性要件による割増等がある助成金の概要

4 人材開発支援助成金の概要（続き）

内容		
○雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
建設労働者認定訓練コース	<p>①職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合（中小建設事業主または中小建設事業主団体（※1））</p> <p>②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合（中小建設事業主（※2））</p> <p>（※1）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けたものに限る。</p> <p>（※2）人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給を受けたものに限る。</p>	<p>【助成金額】</p> <p>①経費助成： 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6</p> <p>②賃金助成：1人あたり日額3,800円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：上乘せ1,000円）</u></p>
建設労働者技能実習コース	<p>○雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合</p>	<p>【助成金額】</p> <p>○経費助成(建設事業主)： ・（20人以下の中小建設事業主）支給対象費用：3/4（※1） （21人以上の中小建設事業主）支給対象費用： 9/20～7/10（※2） <u>（生産性向上要件を満たした場合：上乘せ3/20）</u></p> <p>○賃金助成（最長20日間）（※3）： （20人以下の中小建設事業主）一人あたり日額7,600円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：上乘せ2,000円）</u> （21人以上の中小建設事業主）1人あたり日額6,650円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：上乘せ1,750円）</u></p> <p>（※1）被災三県については10/10 （※2）被災三県については4/5 （※3）建設キャリアアップシステム技法者情報登録者の場合は増額</p>

生産性要件による割増等がある助成金の概要

5 65歳超雇用推進助成金の概要

内容		
○高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
高年齢者能力評価制度等導入支援コース	○高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置（※）を実施した場合（実施期間1年以内） ※高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直しまたは導入及び健康診断を実施するための制度の導入	○支給対象経費（上限30万円）の60% <u>（生産性向上要件を満たした場合：75%）</u> ※1事業主につき最初の支給に限っては、30万円の経費を要したものとみなす
高年齢者無期雇用転換コース	○50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた場合	○1人あたり48万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：60万円）</u>

6 中途採用等支援助成金の概要

内容		
○中途採用の拡大や移住者の採用等を行う事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
中途採用拡大コース	○中途採用者の雇用管理制度を整備した上で次のいずれかに該当する場合 ①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて採用	○中途採用拡大助成： ①50万円 <u>（生産性向上要件を満たした場合：上乗せ25万円）</u> ②60万円または70万円（※） <u>（生産性向上要件を満たした場合：上乗せ30万円）</u>

生産性要件による割増等がある助成金の概要

7 地域雇用開発助成金の概要

内容		
○同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成するもの		
コース名	対象・要件	助成内容
地域雇用開発コース	○同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域内の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇入れに関する計画書を労働局長に提出すること、地域に居住する求職者等を計画期間内に常時雇用する雇用保険一般被保険者としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること等を実施した場合	○事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて48～760万円（最大3年間（3回）支給）（※） <u>（生産性向上要件を満たした場合：60～960万円）</u> ※中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1／2相当額を上乗せ